

中部運輸局自動車交通部

令和4年9月1日 14時発表

〈お問合せ先〉

中部運輸局 自動車交通部 自動車監査官

松岡、前田 TEL 052-952-8038

中部運輸局 静岡運輸支局 輸送・監査担当

風岡、川田 TEL 054-261-1191

同時発表：静岡県政記者クラブ

トラック事業者を事業停止処分

中部運輸局は、貨物自動車運送事業法違反を確認した下記事業者に対し、事業停止処分等を行いましたのでお知らせします。

記

1. 事業者の住所、氏名又は名称並びに営業所名

事業者名：斎藤興業 株式会社（斎藤 育男）

住所：静岡県富士宮市大中里859-5

営業所：運輸部営業所（静岡県富士宮市外神東町25）

2. 行政処分等の概要

処分日：令和4年9月1日

処分内容：① 事業停止30日間

② 文書警告

3. 監査端緒

静岡県貨物自動車運送適正化事業実施機関が行う巡回指導の結果より、法令違反が疑われる情報があったため。

4. 主な違反内容及び違反条項

(1) 運行管理者が全く不在（選任なし）であった。

（貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第1項）

(2) 事業用自動車の定期点検整備記録簿について、点検の結果を記載していなかった。

（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2）

(3) 点呼を実施していなかった。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)

(4) 乗務等の記録の記載事項が不適切であった。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)

(5) 運転者台帳を作成していなかった。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)

(6) 運転者台帳の記載事項等が不適切であった。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)

(7) 運行管理者の解任の届出をしていなかった。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第19条)

5. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

- ・当該行政処分により付された違反点数 30点
- ・当該事業者が付された累積違反点数 30点